

「高額かつ長期」についてのお知らせ

- 「高額かつ長期」とは、小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある場合をいいます（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年6回以上）。
- 一般所得Ⅰ、Ⅱ及び上位所得の方は、小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある場合、申請により自己負担が下記表の「重症」に該当となり、軽減されます。
- 申請を行う日が属する月以前の12か月以内に小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年6回以上ある場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の「高額かつ長期」の欄に☑を記入し、重症患者認定申請書（「高額かつ長期」該当者用）とともに、下記の医療費総額を証明する書類を添付してご提出ください。

《医療費総額を証明する書類》 ★（1）又は、（2）を添付してください。

（1）自己負担上限月額管理票の該当する6か月分のページの写し

（2）（1）が添付できない場合

①医療費総額が5万円を超えた月の領収書又は診療明細書（指定医療機関が発行したもので、医療費総額が分かるもの）

②申請者が記載する医療費申告書（別紙様式）

※領収書又は診療明細書は、あくまでも小児慢性特定疾病に関わるものです。

※小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間内のものに限りです。

※生活保護の方、低所得の方、人工呼吸器等装着の方、重症患者として認定される方、血友病の方は、高額かつ長期を提出されても自己負担の軽減はありませんので、提出は不要です。

※今後該当する月が年6回以上あった時点で、変更申請を行うことができます。

※申請のあった月の翌月から「高額かつ長期」の自己負担額が適用になりますので、該当する方はお早めに申請してください。

詳しいお手続きについては、お住まいの市町村を担当する保健所までお尋ねください。

《自己負担額》

原則（単位：円）			
自己負担割合：2割			
※所得の目安 は、夫婦子一人 世帯の場合	外来＋入院		
	一般	重症（※）	人工呼吸器等 装着者
生活保護	0	0	0
低所得Ⅰ 市町村民税 非課税 ～年収80万	1,250		
低所得Ⅱ 市町村民税 非課税 ～年収200万	2,500		
一般所得Ⅰ 市町村民税 課税以上 ～7.1万円 （～年収430万）	5,000	2,500	500
一般所得Ⅱ 市町村民税 ～25.1万円 （～年収850万）	10,000	5,000	
上位所得 市町村民税 25.1万円～ （年収850万～）	15,000	10,000	
※費用が高額な治療を長期間にわたり継続する必要がある方も「重症」に該当。			
食費：1/2を自己負担			